

- 2026年度 -

設備投資のお手伝い 設備貸与制度【割賦販売・リース】



設備貸与制度について

設備貸与制度とは、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下、「センター」）が、小規模企業者等が必要とする設備（新品）を購入して割賦販売またはリースする制度です。



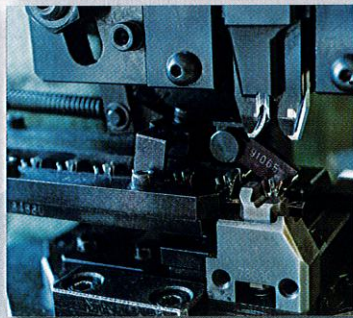
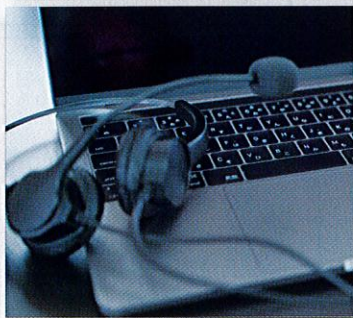
新規でのご利用者には

優遇金利

を適用します。

優遇割賦損料率

年 **0.7%**



01

金融機関の借入枠外で利用可能

02

割賦損料率（固定金利）
年0.8%～2.4%

03

返済期間最長10年

04

貸与限度額 1 億円

05

財務状況や事業計画に応じた支援

06

商工会・商工会議所の推薦により
返済期間の延長

07

公的制度で信頼性があり
安心してご利用いただけます

詳しい内容や支援事例は公式
HPにてご確認ください➡



お問い合わせ



公益財団法人

神奈川産業振興センター

経営支援部 設備支援課

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階

URL : <https://www.kipc.or.jp/> TEL : 045-633-5066 FAX : 045-633-5064

e-mail : setsubi@kipc.or.jp

制度概要

	割賦販売制度	リース制度								
貸与額	100万円～1億円(消費税込み) ◇単品価格が100万円未満であっても、複数設備の合算で100万円以上となれば申し込みができます。但し、対象設備が資産計上できるもの(原則、10万円以上、法定耐用年数3年以上)となります。 ◇同一年度内で、設備価格の合計が1億円の範囲でご利用いただけます。									
対象設備	「経営の革新」または「創業」に必要な設備、神奈川県内に設置する「新品」の設備									
対象者	<p>◇小規模事業者・創業者 「経営の革新」に取り組む以下のいずれかに該当する個人及び会社法人(詳しくはお問い合わせ下さい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・サービス業(宿泊業、娯楽業) ・農林水産業 ・その他 <p style="text-align: center;">} 従業員数 20名以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業 ・卸売業 ・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く) ・医療業(開業医) <p style="text-align: center;">} 従業員数 5名以下</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業員数が超えている場合</p> <p>特認要件を満たせば、全業種・従業員規模50名以下(役員・パートを除く)まで利用可能。</p> <p>≪特認要件≫</p> <p>①最近時における借入残高が4.2億円以下であること。(信用金庫、信用組合、農協、漁協等を除く)</p> <p>②最近3カ年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。</p> <p>③大企業からの出資が、出資総額1/3を超えていないこと。</p> </div>									
料率	<p>I. 小規模企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割賦損料率：年0.80%・1.00%・1.70%・2.00%・2.40%(固定) <p>II. 創業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割賦損料率：年2.00%(固定) <p>◇新規利用者は0.1%引き下げ</p> <p>I. 小規模企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割賦損料率：年0.70%・0.90%・1.60%・1.90%・2.30%(固定) <p>II. 創業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割賦損料率：年1.90%(固定) 	<p>I. 小規模企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額リース料率：0.946%(10年)～2.980%(3年) <p>II. 創業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額リース料率：1.001%(10年)～2.959%(3年) <p>◇新規利用者は割賦損料率に準じて引き下げ</p> <p>I. 小規模企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額リース料率：0.941%(10年)～2.975%(3年) <p>II. 創業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額リース料率：0.996%(10年)～2.954%(3年) <p>※月額リース料率はリース期間に応じて決定します。</p>								
	※料率は信用リスクに応じて決定します。									
返済期間	3年～10年(原則として法定耐用年数の期間以内) ◇商工会・商工会議所の推薦がある場合、または企業経営の未病CHECKシートの結果をもとにKIPの支援を受けながら未病改善への取組みがある場合、10年以内において法定耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができます。事前にご相談ください。									
連帯保証人・担保	連帯保証人：「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します。 担保：原則無担保。ただし、高額案件等については必要に応じて担保を求めることがあります。									
保証金・元金据置期間	次の条件より選択していただけます。	—								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保証金</td> <td style="width: 20%;">なし</td> <td style="width: 20%;">5%</td> <td style="width: 20%;">10%</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間</td> <td>なし</td> <td>6カ月</td> <td>1年</td> </tr> </table>	保証金	なし	5%	10%	元金据置期間	なし	6カ月	1年	
保証金	なし	5%	10%							
元金据置期間	なし	6カ月	1年							
貸与設備の所有権	割賦設備に係る支払い義務がすべて履行され次第、貸与企業に所有権を移転します。	センターに所有権があります。								
損害保険	貸与企業の負担により、設備価格の同額程度の損害保険、車両等の場合は、車両保険にご加入いただき、その保険証券をセンターに買入れしていただけます。	センターが損害保険に加入します。費用は、月額リース料に含まれます。								
固定資産税の申告・納税	貸与企業が固定資産を計上し、固定資産税の申告及び納税をしていただけます。	センターが固定資産計上し、固定資産税の申告及び納税を行います。税額は月額リース料に含まれます。								